

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 伊達 正信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第90号議案 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

本市の組織機構の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 組織機構改編による部、課、係の新設及び名称変更等に伴い、関係する条例を改正する。
- 2 組織機構改編の視点
喫緊の行政課題に対応するため、①ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応、②防災・減災対策、③都市再生を政策の柱とした組織に改編する。
- 3 組織機構改編の概要
 - (1) 総務部
 - ①デジタル化推進室の新設
新型コロナウイルス感染症対策として、職員のテレワーク環境の整備や行政手続の電子化等を推進するため、総務課の情報化推進係をデジタル化推進室とし、人員体制等の強化を図る。
 - ②防災・減災対策の強化
危機管理交通担当部長は、名称を危機管理担当部長に改め、危機管理に関する施策を所掌する。防災企画課は、名称を危機管理課に改め、防災係、危機管理係の2係を置き、災害等への備えを強化するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む有事の際には、市の組織を統括する。
 - ③交通対策の再編
渡船に関する事務は、産業振興部に、公共交通に関する事務は、新設する都市再生部に移管する。
 - (2) 経営企画部
財政課のふるさと寄附係は、ふるさと寄附推進室とし、体制を強化する。
 - (3) 市民協働環境部
文化財及び世界遺産に関する事務は、教育子ども部に移管する。文化スポーツ担当部長は、廃止する。

(4) 都市建設部

都市建設部は、名称を都市整備部に改める。また、都市再生課、建築課の2課を所管する都市再生部を新たに設置する。都市再生課は、地域政策係と街なか再生係の2係を置く。地域政策係は、都市再生の総合計画や空き地、空き家等に関する事務に加え、公共交通に関する事務を担当し、まちづくりと公共交通体系の見直し等を一体的に推進する。街なか再生係は、団地再生や建築指導、開発行為等に関する事務を行う。都市計画課の指導係は、廃止する。

(5) 産業振興部

元気な島づくり課を新たに設置する。元気な島づくり係、渡船係の2係を置き、離島の活性化と渡船航路の見直し等を一体的に推進する。商工観光課の元気な島づくり係は、廃止する。

(6) 教育子ども部

世界遺産課を設置し、世界遺産係、文化財係の2係を置く。遺産を守り、後世に引き継ぐことを主要な目的に企画、調整、情報発信等を行う。また、教育政策課に特別支援教育係を新設し、特別支援教育や就学支援等の充実を図る。

4 今回の組織機構改編により、10部47課83係から11部48課82係となる。

【意見】

(賛成意見)

- ・社会状況の変化に、危機感を持って対応する執行部の姿勢を評価する。組織はなかなか変わらないと感じている。この機構改革によって、ピンチをチャンスに変える組織へと変化することで、持続可能な宗像市となることを期待する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第91号議案 宗像市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第92号議案 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、福岡県の子ども医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度の改正に伴い、子ども医療費、重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 子ども医療費では、県が支給の対象を中学生まで拡大することに伴い、市も新たに中学生の通院に係る医療費の支給を行う。患者の自己負担額は、県の制度に準じ、1医療機関ごとに、1月1,600円を上限とする。県は、児童手当に準拠した所得制限を設けるが、市は、所得制限を設けない。中学生の入院に対する支給は、これまで市の単独事業として実施していたが、県の制度改正に伴い、今後は県の補助事業となる。
- 2 重度障害者医療費では、中学生の入院に係る医療費について、患者の自己負担額を1日当たり500円、1月につき20日を限度としていたが、7日を限度とする。

〔第91号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第92号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。